

令和2年第3回足寄町議会定例会議事録（第3号）

令和2年9月10日（木曜日）

◎出席議員（13名）

1番 多治見 亮 一 君	2番 高 道 洋 子 君
3番 進 藤 晴 子 君	4番 榊 原 深 雪 君
5番 田 利 正 文 君	6番 熊 澤 芳 潔 君
7番 高 橋 健 一 君	8番 川 上 修 一 君
9番 高 橋 秀 樹 君	10番 二 川 靖 君
11番 木 村 明 雄 君	12番 井 脇 昌 美 君
13番 吉 田 敏 男 君	

◎欠席議員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足 寄 町 長	渡 辺 俊 一 君
足寄町教育委員会教育長	藤 代 和 昭 君
足寄町農業委員会会長	齋 藤 陽 敬 君
足寄町代表監査委員	川 村 浩 昭 君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副 町 長	丸 山 晃 徳 君
総 務 課 長	松 野 孝 君
福 祉 課 長	保 多 紀 江 君
住 民 課 長	佐々木 雅 宏 君
経 済 課 長	村 田 善 映 君
建 設 課 長	増 田 徹 君
国民健康保険病院事務長	川 島 英 明 君
会 計 管 理 者	横 田 晋 一 君
消 防 課 長	大竹口 孝 幸 君

◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教 育 次 長	沼 田 聡 君
---------	---------

◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	上 田 利 浩 君
-------------------	-----------

◎職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	櫻 井 保 志 君
事 務 局 次 長	野 田 誠 君
総 務 担 当 主 査	中 鉢 武 志 君

◎議事日程

- 日程第 1 一般質問＜P 3～P 24＞
- 日程第 2 報告第 17号 令和元年度足寄町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について＜P 25＞
- 日程第 3 議案第 81号 令和元年度足寄町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について＜P 25～P 27＞
- 日程第 4 議案第 82号 令和元年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定について＜P 25～P 27＞
- 日程第 5 議案第 83号 令和元年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定について＜P 25～P 27＞
- 日程第 6 議案第 84号 令和元年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について＜P 25～P 27＞
- 日程第 7 議案第 85号 令和元年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について＜P 25～P 27＞
- 日程第 8 議案第 86号 令和元年度足寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について＜P 25～P 27＞
- 日程第 9 議案第 87号 令和元年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について＜P 25～P 27＞
- 日程第 10 議案第 88号 令和元年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について＜P 25～P 27＞
- 日程第 11 議案第 89号 令和元年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について＜P 25～P 27＞
- 日程第 12 議案第 90号 令和元年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計歳入歳出決算認定について＜P 25～P 27＞

午前10時00分 開会

◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） 皆さん、おはようございます。

全員の出席でございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 高橋健一君。

7番。

○議会運営委員会委員長（高橋健一君） 昨日開催されました、第3回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

本日は、昨日に引き続き、一般質問を行います。

次に、報告第17号の報告を受けた後、議案第81号から議案第90号までの各会計の決算認定について、提案理由の説明を受け質疑を行った後、令和元年度決算審査特別委員会を設置し、休会中の審査といたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 一般質問

○議長（吉田敏男君） 日程第1 昨日に引き続き、一般質問を行います。

それでは、答弁から始めます。いいですか。

答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） お答えをいたします。

里見が丘の商店街の今後についての御質問だったというように思っております。

里見が丘の商店街でありますけれども、昭和52年に誘致をしてということで、昭和50年代当初の建物ということで、商店も非常

に老朽化をしてきているのかなというように思っています。

そういった中で、営業継続しているお店もだんだん少なくなってきて、今では3軒くらいということで聞いております。

この間、高速道路が足寄のインターチェンジができたりだとか、車の交通事情も随分変わってきて、車の流れも変わってきているというようなことで、昔ほどの交通量もやはりなくなってきたのではないかなということ、お客さんもやっぱり減少してきているのではないかなというように思っております。そういった中で、商店街も非常に寂しいような状況になってきたのかなというように思っているところであります。

今、街の中でもなかなかお店がやっていけないというか、お店がだんだん減ってきているというよう状況の中で、里見が丘の地区で商店をまたさらに増やしてやっていくというようなことは、やはりかなり厳しい話になってくるのかなというように思っております。現段階では商店街のこれまで以上の活性化だとかということは、今段階では望めない、そんな状況なのかなというように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） 現状は分かりました。

私が一般質問でお聞きしたのは、現状はどうなっているか、それをどのように整理されているか、そして、目指すべき将来像はどういうふうに捉えているかということをお聞きしたかったですけれども、それについては一切触れられてませんね。現状だけの答弁です。将来像については、どうすべきだとか、どうしようとかというのは、そういうのは今の時点では全然持ち合わせていないというふうに捉えていいのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 将来像ということでありますけれども、今お話ししたように、現

状の中では今の商店街をさらに活性化するだとかというような、そういったような状況ではないのかなというように思っておりますので、将来的にもあの地区を活性化するだとか、商店をまたさらに誘致をして活性化していくですとか、そういったことは今考えられないなということでありまして、将来像ということではいけますと、やはりまだまだ描かれるような状況ではないのかなと。まだまだもう少し様子を見ながら、今後どうしていくのかというのを考えていかなければならぬのかなということでは考えております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） 昨日、商店街というのですか、食堂街というのですか、のところにゴミがあるとか、ガラクタがあるとか、もし仮にですよ、芝桜が成功してあそこに町外から人が来られて見に行ったときに、えっ、これが芝桜公園なのと言われてしまうのでないかという現状がありました。そのことも含めて、今なら10年後と見やすいのでないかと思うのですよ。あそこの10年後どうなっているか。三笠通りのように、もっと言えばもっとひどくなるのでないかと思うのですけれども、10年たったら今でさえ老朽化している建物が、さらにもっとひどくなりますよね。そこになおかつ住んでいる人がいなくなってきた、営業する人がまた減ってくるとなると、ますますひどいことになるのでないかと思うのですよ。そうなってしまってから、さあ、どうしようといっても遅いのでないかという思いがあるのですね。だから10年先を見越して、今ならまだ10年先こうなのでないかという予想つけられると思いますので、今から何らかの手を打っていく必要があるのではないかなというように思うのです。もちろん町が勝手にあなた方だけなさいと、更地にしますからというわけにはいかないでしょうから、あそこに住んでいる方たちも含めて、今は商店組合ですか、ないということですからね、住んでいる方たちの意向も

きちっとくみ上げながら、どうすべきかというところをやっぱり探っていく必要あるのではないかという思いがあるのですよね。その辺についてはどうでしょうか。そういうにできないかということですよ。今すぐどうこうとは言わないですけれども。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 昨日もお話ししておりますけれども、今回の再整備計画を策定するときに、商店の方たちにもお話を聞いていて、やはり商店の方たちもこの後どうなっていくのかなというところの心配というのがあると。ここをどうしていこうかということよりも、やっぱり意見の中ではやっぱりこの後どうなるのかなという心配のほうが多かったというようなことも聞いておりますので、やはり残っている、もともとは10軒ぐらいあったところが、残っているところもあと僅かというような状況になってきているというところで、やはり今後の心配というのがあるのかなと。やはりそういったことでいくと、あそこのところをまたさらに今ある店を、もう店閉めたところをまた誰かが、変わった違う人が入って継続するだとかというのはなかなかこの後厳しいのかなというように思っています。

あそこの土地については、足寄町の土地になるわけですがけれども、それぞれの建物というのはそれぞれそこに入ってこられた方たちの建物だということになっていきますので、お店もう既にやってなくて使っていないよというところも、それぞれ個人の建物となっています。

そういったことで、最終的に使わなくなって壊して更地にして戻していただくということも当然必要なことになってくるのかもしませんが、やはり建物をどうするのかというのはやはりそれぞれの個人の考え方というのもやっぱりあるのかなというように思っています。

ですから、なかなか簡単に今、田利議員さんも言われましたけれども、簡単にどけてく

ださいだとかというようなことだとかはなかなかできませんので、そういったことも含めて今後どうしていくのかというのはそれぞれの建物の所有者の方だとか、それから今まだ営業されている方だとか、そういった方たちといろいろと話をしながら進めていかなければならない問題であって、町でこうしますだとかというのを今すぐにできるものではないのかなというように考えているところでありませ

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） 町長言っていることはよく分かります。ただ、一番上に本別だと言っていましたよね、ドライブインの壊れたところありますよね。あれを早くよけてくれという要望はずっと出てますよね。あれが全部と言いませんけれども、ああいう感じで商店街がらがらと残ってしまったらどうしますかということですよ。10年後ですよ、あるいは15年後。そうなる前に、そこにいてくれる方ではなくて、そこにいての方たちの意見交換を含めながら、あるいは条例をつくるだとかいうのを含めて、我が町足寄の玄関口のところをこういうふうにしたいのだというところを、現在住んでいる人も含めて合意の上で、もしそこを使わなくなった場合にはきちっと更地にして町に返していただくとか、そういうことができる、それが当たり前になるような仕組みというのでしょうか、そういう思いというのでしょうか、住んでいる方たちの。そういったことができるような取組を現地の人たちと意思疎通を図っていくというのでしょうか。もっと言えば、行政でいえば条例をつくって、そういうものを目指していくというふうにするべきではないかというように思っているのですね。そんなこともぜひ検討していただきたいと思えます。今すぐ分かったと言わなくて結構です。検討していただきたいというふうに思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 今お話あったドライブインの関係だとか、それも当然私どもとしても今きちんと所有者が分かっている、今まだ土地代などは頂いてますので、そういったことで建物があつて、その土地を使つてますよという方たちには、それぞれ土地代も頂いておりますので、まだ所有者が分かっているわけですね。ドライブインのように所有者がどこに、今は分かっているようですけども、どなたが所有しているのか分からなくなったりだとか、解体してくださいという話をしてなかなか簡単に解体してくれないだとか、そういうようなことがあつてなかなか解決に至っていないという部分もあるのですけれども、そういうことがやはり将来的に起こりえないかという、そういう心配というのはやっぱりあるというように思っているのですね。ですから、今きちんと所有者が分かっている間に、亡くなられたりだとかして相続だとか何とかとなると、なかなか大変なことになってきますので、なるべくそういう間にその後の建物のどうしていくのかだとかということ、やはり所有者の方たちとお話をしなければならぬのだろうなというふうに思っているところでもあります。

ただ、やっぱり解体するにはやっぱり大きなお金がかかったりだとかしますし、ただ壊すだけで、あまりそれによって利益が上がるだとかということもないわけですから、なかなか簡単に解体だとかいうのも難しいのかなというふうに思っていますけれども、いずれにしても将来的に廃屋がずっと並ぶような、そんなことになってはやはり大変なのかなというように思っておりますので、すぐにどうのこうのということにはなかなかないと思えますし、今営業もやめられてもう何年かたって、そのままになっているという方たちもいますけれども、今のところはきちんと土地代等を支払っていただいたりとかしてありますので、そのあたりは今後も、すぐにはいかならないと思えますけれども、お時間をかけて今後どうしていくのかというのを検討し

ていきたいなど、お話をしていきたいというように思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） ぜひそういう方向で検討していただきたいと思います。今だったらまだ所有者がはっきりしていると。だけれども、もう少しすると、今いる方がいなくなる、あるいは転居してしまったり、亡くなったりして、孫とか何かに移ってしまうということありますよね。そうなったらもう今度はそれこそ本当に解体してほしいといっても、連絡も取れないとか、返事もくれないとかとなってしまうよね。そうなってからでは遅いというふうに思っていますので、総務課の関係になるのだと思うのですけれども、上利別の関係でもそういうのがあったのです。何回も来ているのだけれども、本人から役場のほうに電話が行って何とかしてくれといって、役場の職員が受けるのですけれども、そのことをきちんと返さないと、町民の方に。どうなっているのだと、また行ったら言われるのですね。そのようなことがあって、そんなふうになってしまってからではもう本当に遅いのだと思いますので、ぜひそういう方向で検討していただきたいと思います。これ以上は言いません。

昨日ちょっと抜けていたのですけれども、フラワー園のことにちょっと戻ります。

維持管理費が平成7年から26年までで1億6,000万円だと、当時そういう答弁されてましたと言いましたけれども、その後さらになおそのほかに平成22年からしか資料がないけれども、毎年200万円から400万円の費用をかけて、除草などの維持管理を行っていましたという答弁があるのですね。それ私抜かしてしまったのですね。それ足すと、これまで31年まで含めたら2億円超えるか、内外のお金をかけて維持管理をしているということになると思うのですよね。それがまず一つです。

それから2つ目、町長の昨日の答弁改めて

読ませてもらいましたら、ここで受けていると、すばっと入ってこないのですよね。読んでみたら、「引き続き、管理方法の工夫を行うなど、適切な維持管理に努めてまいります」と。維持管理の手法が確立していない中で、町長の言うように、適切な維持管理に努めてまいりますというだけでは、現行のまま行ってしまうのではないかという気がするのですよ。だから、昨日の答弁、ちょっとこれだめでないかという気がしたのです、私ね。それが2つ目です。

3つ目ですけれども、もう一つ課長が答弁してくれましたけれども、視察に行って、東藻琴の会社の方からいろいろ聞いてきたと。聞いてきた結果には当然個人で行ったわけではないでしょうから、足寄の芝桜の現状はこうですと多分写真だって持っていったと思うのですよね。これ見てくださいと、これどうしたらいいでしょうかという話もしたと思うのですよ。その結果として、こういうふうにしたらいいですよというふういろいろアドバイスを受けてきたと思うのですね。それらがきちっと行った方がまとめた資料なり、あるいは維持管理のノウハウなりが残っていると思うのですよ。それに基づいてなぜきちっとやれなかったのかというのが疑問だったのですね。それは私の疑問なのですけれども。結果、課長の昨日の話全部聞いていても、結果的には町としてフラワー園の維持管理の具体的な管理手法といいますか、確立してないのだと思うのですよ。確立しているのだったら、大丈夫だと、来年見てみれば別ですけれどもね。昨日の話だけでは確立してないのだと思いました、私は。

それで、そういう中で、建設課のほうがおかつ民間の業者の方に一括してお願いしたとしても、その民間の業者がいろいろな技術や知識を持っている業者なら別ですけれども、でなければ多分うまくいかないだろうと。結果そのとおりうまくいってなかったのだと思うのですよね。そんなことが昨日のやり取りを感じていて、結論ですけれども、こ

ここで一旦立ち止まっていただいて、きちっと考える必要あると思うのですね。これまでかけてきた費用についてきちっと検証すると。それから、これまでの答弁の内容、私が一般質問、一番最初にしたのが8年前ですから、8年前のときからこういうふうにやりますとといった答弁あるのですね。その答弁のとおり実際に実行されてきたのかどうかという問題ですよ。そのされた結果がどうだったのかという意味での、含めての検証です。それする必要があると思うのですね。そして、コロナではないですけれども、科学的知見に基づいた維持管理の手法をきちっと確立されているのかというところを確認しなければだめだと思えるのですよ。ところがされてないのだったら、本当に立ち止まって一旦やめるべきではないかと思うのですね。そこまでの判断をするぐらいの検証作業をやっていただいたほうがいいのではないかというふうに思っています。

さっきも言いましたけれども、例えばあそこの商店街がずっとそれぞれきれいになくなったとしても、廃屋で残っているよりはきれいになって、いろいろな展望台も残りますから、公園があったとしてもいいと思うのですよね。廃屋があって公園がきれいになってもだめだと思えるのです。だから、両者きちっとやっぴりなればだめだと思えるのですね。そこら辺のところも含めてやっぴり本当にある意味、立ち止まっていただいて、これまでの経過についてきちっと検証していただいて、そして、芝桜については本当に東藻琴や滝上のようにきちっとできるという、ノウハウをはっきりさせた上で民間業者にこんなふうに来てくれと、こういうふうに来てくれというふうに言えるところまでのものをつくってからやらないとだめでないかというふうに思いがするのですね。でないと、来年度やってまた5年後にはきれいになりますよとって、なるかどうかと心配がありますからね。そここのところきちっとお願いをしたいと思えます。これがフラワー園のと

ころのまとめにしたいと思えます。

次に行きます。

私今回、何というのだろう、事業が5年とか10年とかとかかるような長い事業、フラワー園もそうですけれども、そういった事業について、8年前にこうやって提案をして、一般質問をして回答を頂いています。そのときには検討しますとか、こうやっていう、なりますよね。その当時にもうできませんと、それやる気ありませんというずっぱり断られたなら別ですけれども、検討しますと言われたやつについてどうなったかと、中間でも聞いているけれども、また今回も聞かなければならないのですけれどもね。8年間進まないということはきちっとやっぴり検討されてないのではないかと思わざるを得ないのですね。そういう思いがある。何かというと、出会いの森のところ、木の実がなるところ、出会いの森の散策路歩いていると、例えばブドウですとかコクワですとか、そういうような木の実のなる場所があってもいいのではないかといったら、それはもう既に植えてあるという話がありましたけれども、そんなやつをもう少し充実してもいいのではないかという提案ですね。

それから炭焼き窯の設置、これも前町長が魅力的な取組だと、それで金が儲かるということではないけれども、体験学習に使うということにはいいかもしれない、検討させてくれというふうに言っていました。

それから里見が丘公園に来られる方が年間キャンプされる方で700名ぐらいだそうですね。その人たちに例えば里見が丘公園の植生ですとか、昆虫ですとか、いろいろなものを含めて、案内をするための資料が必要だというふうに言ったら、それも分かります。その資料を収集のために誰が責任を持つかということ、それが町だというふうに町長が言っていました。そのために道内各自治体の事例を参考にしながら、今後検討していくというふうに中間では言っているのですね。それがどうなったのかということがあるので

す。今すぐどうこうしてくれと、私は思いませんけれども、こういったように8年前からずっと系統的に言ってきたことについて、いつまでたっても進まないとなったら、それはもうできないとか、あるいはやる気がないのだと、やる必要がないのだというふうに判断すればきっぱり切ってくればいいのだと思うのですよ、僕に言わせれば。それはできませんからやめますというふうに言ってもらったほうが、こっちとしてはすっきりすると思うのですね。いつまでもずっと検討しますというふうに言われると、いつ検討してくれるのだろう、どこの段階で具体化するのだろうというふうに思いますよね。だからこっちとしては、系統的にどうしてもやっぱり検証していきたいと思ってますので、言いつ放しで聞き放しではだめだと思ってますから、そういうふうに検証したいという思いで、今やっているわけですけども、そんなことが新たに思います。

それで、今言った炭焼き窯の設置の件ですか、ガイド資料の集積だとかと、これについてはどんなものでしょう、今の現時点では。改めてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、建設課長。

○建設課長（増田 徹君） 今議員仰せの木の実の森だとか、炭焼き窯の設置だとか、ちょっと一つずつという説明になろうかとは思いますが、木の実の森につきましては、生管林、生活管理用保全林整備事業の中で木の実の森を植えていただいたという経緯があります。計画当時には、そういった植わってはいたのですけれども、実際にその後の維持管理がなされていなかったという部分もありまして、現状では野生化してしまっていて、分からない状態になっているというのが実情です。

今後におきましては、森の資源の有効活用というような利用促進については図ってまいりたいと思っております。その維持管理まではやらないというか、できないという

ふうに考えております。

炭焼き小屋につきましては、再整備の見直しの検討のときに当たって、令和2年1月に町民の意見等を募集をしてきたところでございます。その際に、炭焼き窯の設置等の意見がありませんでした。しかしながら、再整備検討委員会の中では、炭焼き小屋というような話も出てますということで検討は行ってきたところですが、確かに炭焼き小屋の設置だとか技術の継承については必要という認識はあるのですけれども、今の現状でいけばそこまで至っていないと。これにつきましても、森林管理の発生材の園内活用という方向の整理というような形で整理をさせていただいております。今後において、町民から多くの声が出て、そういった炭焼き窯の設置が必要だよとかいう要望が出てきたら、今後、今利用者協議会という会を設置をしながら、里見が丘公園の管理運営方法などについて話し合いをしていきたいというふうに思っておりますので、その中で協議をしていきたいなというふうに考えております。

ガイドの養成につきましても、あの当時、たしかまだできないような言い方をしていたのですが、現在に至っても、そういったボランティアだとかでガイドのところのやっていたかという人が、今現在では見つからないというのが現状で、今後そういったことについても利用者協議会の中で協議をしながら進めていきたいというふうに考えております。

あとガイドマップにつきましては、当時環境整備等は、調査等は行ってつくったらいいのではないかという話も伺ってきたところなのですが、現状ではそこまでできていないというのが現状で、これにつきましても、これから出会いの森がどういうふうに発展していくかというような状況の中で、利用者協議会の中でそういったことも必要だねということになれば作成をするし、そこまでしなくてもいいのではないかということであれば、現状のまま利活用をしていただくというような形

で考えております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） 昨日の町長の答弁の中に、森の自然資源の有効活用と何か所か出てきましたね。そういう意味も含めて、今課長が答弁されたことについては、必要でないかという思いがあるのです。今、課長マップと言われましたけれども、私言ったのはマップももちろん必要ですし、キャンプ場の管理人さんのところに、あそこ歩くのに分かりやすいようなマップが必要だと僕は思ってますけれども、それもあるのですけれども、ガイドする場合の、まだガイドブックはできてませんから、もちろんですけども、そのための先の資料を集めてくれませんかと言ったのですよ。それは誰が集めるのですかといったら、それはやっぱり行政だと答弁だったので。だとしたら、行政がちょこちょこ集めてくれているのかなと思ったら、まだ集めてくれてないということなのですね。何を集めてほしいかと言ったら、あそこの里見が丘の地質とか植生とか、昆虫とか、水生昆虫とか、魚、魚類とか、鳥とか、そういった関係のどんなのがいるのか、どういう歴史の中でこうなっているのかというやつ分かるような資料をきちんと集めておく必要があるのではないかと。それがあれば、後でガイドブックに校正できますよね。そういったものが準備として集めておく必要があるのではないのでしょうかという提案をしたのですけれども、それは否定はされなくて、集めておきますということだったと思うのですよ。だけれども、いつまでたっても集まっていますと、ここまで来てますとかという話が一向にないものですから、ああ、やっぱりやられてないのだなと思っていたのですね。それはそういうことで、ぜひ改めてお願いをしておきたいと思います。今ここで、いや、それはもうする必要ないからやりませんといえば別ですけども、そう否定されないのであれば、ぜひお願いをしたいというふうに思います。

それはいいでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） ガイドブックの関係でありますけれども、資料の収集ということでお話がございました。

やっぱりかなり専門的な知識というのがないと、なかなかこれは集められない話でありまして、役場で、では集めようかといっても、これはなかなか役場だけで集められるようなものではないのかなというように思っています。

やっぱり本当にやるとすれば、あその中、森の中を全部調査をかけて、その植生だとか、木の樹種がどんなのがあって、その中にどんな昆虫がいて、どんな動物がいてというようなことをやっぱりきちんと調べなかったら、なかなか難しいのかなというように思っておりまして、それは当然誰がやるかと、もしもやるとなったときに誰がやるかとなったら、それは役場がやらないと、ほかにやってくれるような人は多分いないと思いますので、だと思えるのですけれども。今、そういうことが本当に必要なかどうかということ、今すぐにやらなければならない課題なのかと考えたときに、今まだまだそこまでは行ってないのかなというように思います。もしもそういうものができたら、例えばネイパルに来られた子どもさんたちだとか、それから先ほど言われたようにキャンプに来られた方だとか、そういった方たちにお渡しをして、この森の中にはこんな動物がいて、こんな木が生えていて、こんなところがあるのでですよというように知っていただくという部分については、非常によいことだなというように思っておりますけれども、今すぐにやらなければならない課題なのかなと考えると、もうちょっと後になるのかなというように思っておりまして、改めてまた今提案頂いた部分については、今後の部分で、例えば今再整備の中ではやっぱりなかなか難しいのだろうなというように思っています。今後、出合いの森ですか、出合いの森の整備だと

か、そういったものがこれからは、前の整備の中ではいろいろとお金もかけていろいろなことをやっていこうかなというところであったのですけれども、なかなかできない部分もあって、これからは徐々にやっていこうということでもありますので、そういった部分もやりながら、そういう課題がそのときであればできるかなというようにときがあれば、やったほうがいいのかというように思っています。

そんなことで、すぐにやらなければならない課題かどうかと考えたときには、今の段階ではないなというように考えております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） 分かりました。これ以上継続して話を進めることはやめることにします。

ただ一つだけ言っておきたいのは、前にも言ったのですけれども、津別のノンノの森の話で以前話しました。あそこもきちっとガイドさんがいて、すごいおもしろい話してくれるのです。そのためにやっぱり今言ったような資料をきちっと持っているのですよね。だから博物館の館長さんにお会いしたら、足寄の地層はこうだ、何万年前はこうだった、これだったんだよという話をするわけでしょう。さも見てきたように話をされるわけですよ。ああいう話が基礎にあればおもしろいのだと思うのですね。里見が丘キャンプ場に固有のチョウチョがいるという話を前にしましたが、それをわざわざ僕らは知らないけれども、町外の人たちがそれを収集に来るという例もありましたしね。それから黒松内のブナの森などもそうですね。ここで町長の答弁の中で言っているように、森の自然資源を有効活用という点では、そこはきちっと生かされていると思うのですよ。それをやっぱり今すぐはできませんけれども、そういうふうに先を見通して、今ペグをきちっと打っておくということが必要だというふうに思っていますので、ぜひその辺も含みおいていただ

きたいと思います。

次に行きます。

この質問するに当たり、足型公園というのですか、親水広場というのでしょうか。あそこも見てきました。公園はきれいに整備されているのですね。そこからネイパルに、上へ上がっていくときに、大きな看板があるので、すけれども、看板がもう色剥げていて、そしてネイパルに行くための順路がないのですよ。町長の答弁の中にもあります。サインをきちっとするという話がありましたから、その中に、どこだったかな、キャンプ場に入るところの国道から入ったらすぐのところの看板が壊れてなくなってます。それからキャンプ場の駐車場のところの看板もそうです。それから炊事場のところの看板もそうですね。それと今言った足型公園のところの大きい看板。どれも全部立っているというのもありますけれども、中に貼ってあるやつがもう色剥げてきているのですよ。なおかつ抜けているのが、ネイパルに行く順路が入ってないのですよ。ぜひあれ入れてほしいなというふうに思いますね。それは多分要望の中につかまれていると思うのですけれどもね。

それと、もう一つ足型公園に行ってみて思ったのですけれども、あそこでどんなふうにして、この間利活用されているのか。そういう形態などというのは分かりますでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、建設課長。

○建設課長（増田 徹君） 足型公園の利活用ということで、どのような使われ方をしているかということでしょうか。

現況は、子どもたちが遊びに行くと、泥遊びをしたり、それから子どもセンターの園児が散歩で行ったり、遠足で行ったりというようなことと、あとは先ほど議員仰せのネイパルから下へ通っていく間の通路というような形の活用というふうには聞いているのですけれども、そのぐらいの状況しかちょっと今の現在のところでは把握はしておりません。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） なぜ聞いたかということなのですが、私行って見て思ったのですが、親水ゾーンとなっておりますよね。水に親しむ場所だと思っておりますけれども、あそこに入って遊ぼうというふうにはちょっとならないのではないかなと思ったのです。なぜかという、水汚いのですよ。なぜ水汚いのだろうというふうに思ったのですが、それを見たくてずっと上、散歩道全部歩いてみようと思ったのですが、膝痛めて歩けなくて、断をしたのですが、多分、上の山の関係というのでしょうか、植生の関係もあるのかなと思ったのですよね。上に畑はつくってないですよね。酪農家がいるわけじゃないですから、水が汚れるはずはないのかなと思うのだけれども、やっぱり水が汚いのとどろが混じっていて、あそこでせかく足型公園があっても遊ぶというふうにならないのではないかなという感じがしたものです。もちろんそれは私の感触ですから、正しいとは限りませんが、そんな感じがしました。そんなことも含めて、森の力を復活させるという取組がやっぱり必要なのかなというふうに思います。

それと一つは、これは基本構想の中にあるのですが、佐野川散策路というのがあります、これは多分もうやらないのだろうと思うのですが、何橋といったかな、しょうよう橋からせいたい橋まで、これは全くつながってなくて、ここも計画には入っている。これはもちろん基本構想の26年版ですから、これはもうやらないのかもしれませんが、それからもう一つは、今はみちがみ橋からしょうよう橋までのところの散策路はできているのです。ところが川に架かっている木柱塀というのでしょうか。あれが全部壊れて腐っていて、危ない状況になってますね。それで、3年前でしょうか、私十勝振興局のほうに要望を出した、僕らの十勝の議員団で要望を出したときに写真を撮って行って、時間がないから説明する暇ないのです。写真何

番見てくださいと、こんなふうになってます、こんなふうになってますと写真のナンバーを示して、どうしますかといったら、これは道の責任で直しますと言うのです。そのときは木柱塀と鉄管を打ってロープ張ったやつと、それから茶色い金属の今ずらつとなっているやつと、それから無色の道路表示板みたいなのでつくったやつの4種類あったのですよ。この4種類あるのだけれども、どれでやるのですか、統一してやる気ありますかといったら、茶色のやつで全部統一しますという答弁だったので、この前行って見たら、芳賀橋と横山橋というのですか、その中間までは茶色の金属の塀で全部統一されてきてました。あと残りは金属のパイプを打って、ロープをきちっと張っていました。以前はロープがふにゃふにゃと弱く感じてあったのですが、今きちっと張ってありました。

その中に、北海道との管理協定があるのという文章があるのです、その基本構想の中に。これはどんなものかと細かいことはいいのですが、要するに、例えば佐野川の散策路、ほとんど活用する人がいないと。あるいはこれ廃止してもいいのかというふうに考えた場合ですよ。それに管理協定が引かかるのかどうかということをお聞きしたいのですが。

○議長（吉田敏男君） 答弁、建設課長。

○建設課長（増田 徹君） 先ほど佐野川の管理協定というような意見だったので、ちょっと若干説明をさせていただきます。

管理協定につきましては、先ほど議員仰せの足型公園の下の広い親水広場の部分の管理協定については結ばさせていただいて、基本的には北海道建設管理部のほうで土砂上げ等々やっていただけるというような協定を結んでおります。今仰せの散策路については、もともと佐野川の管理用道路、建設管理部のほうの管理用道路という形で設置をされてきたところなのですが、そこは足寄町が場所を占用、お借りをして散策路として整備

をさせていただいております。なので、その部分についての維持管理は足寄町で行って、先ほど仰せの塀、柵などは建設管理部で行うと。簡単にやめれるのかということだったのですけれども、一応占用を出していますので、占用をやめるに当たっては、元の形に戻して返すということになるのですけれども、現在のところ、一応動線としてネイパルから下に下りてきて、まだ先ほど行ったしょうよう橋、せいたい橋の間は何も手はつけてないのですけれども、歩く道としてのコースというような形が残っていますので、そこについてはこれからも必要最小限の維持管理をしながら、残していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） この散策路ですけれども、かなり利用されているのでしょうか。歩いてみた感じは人が出てなくて、歩きにくいなという感じあるのですけれども、地面はいいです。ウッドチップ敷いてあっていいのですけれども、周りの環境というのでしょうか。利用の頻度というか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、建設課長。

○建設課長（増田 徹君） 利用頻度と言われましたが、実際のところ誰でもいつでも通れるというような形になっていますので、改めてそこをどのぐらい人が通っているかという調査等は行っていませんので、現在のところは把握してないということで御理解願います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） いずれ道が全部金属の茶色いやつで全部統一して塀が造られると思いますので、より安全になると思います。それはそれできちっと生かしていきたい、いければいいなと思います。

次、キャンプ場の関係に入ります。最後のほうになりますけれども。

キャンプ場にトイレがあるのですよね。あ

のトイレに使っていて、中に入った人でないと分からないのですけれども、夏場の日差しが暑い日、トイレに入って戸を閉めてしまったら網戸がないのですよ。暑くて用を足せられないのですよね。そんなものキャンプ場だったら当たり前でないと言われて、なかなか手をつけてくれなかったのではないかなというようにことを言ってましたけれども、それはどうか分かりませんが、実際に網戸をつけてほしいというふうに現場から要望が上がって、つくまでに6年かかったと言われました。このぐらいの小さい、こんなものですね。こんな小さい窓です。それ2枚あればいいのです。それが6年かかったというからは、いや、何でだろうなと思って、私自身も知りませんでしたけれども、そんなのがありましたので、現地に今回行って、今回の令和2年の見直し計画の中にきちっと、どこを直すべきかというのは写真も入っていますので、これにちょっと抜けているところだけ、ちょっとお聞きしておきたいと思います。

改めて言いますけれども、去年の利用者人数700名ぐらいだそうです。バーベキューで昼間使った人は1,200名、テントの持込みは多分350名ぐらいでないと、前回の半分ぐらいですから、ちょっと数分かりませんね。今年はその700名のうちの4割から5割に減っているというふうに言っておりました。

メロディー橋もこれも補修をするということになっているようですけれども、歩いてみたら改めて分かったのですけれども、吊り橋の両端に落ち葉がたまっているのと水がたまって水抜けないのですよ。よく見たら排水溝というのですか、穴が4か所空いているのですね。だけれども、肝心の水たまる場所に空いてないのですよ。あそこに穴を空けるとだめなのかなという気がしたのですけれども、それが一つありました。

それからもう一つは、夏場の間だけ、もちろんキャンプですからそうなのでしょうけれども、組立式のコインシャワールームという

のですか、をぜひつくってくれないでしょうかね。水道は来ているし、あとは排水どうするかだけだと思うのだけれども、小さなやつで簡単なやつでいいんだというのですね。来られたキャンプの方が温泉どこ行けば入れますかと必ず言われるのだそうです。そうしたら勤めるところないのですよね。芽登温泉か雌阿寒まで行かなければダメなので。という話をしてました。だから大抵キャンプ場行ったら、コインシャワーがあるのですね、やっぱりね。それは設置することができないだろうかということもぜひ検討していただいて、予算化できたらというふうに思います。

それからごみの持ち帰りの大きい看板をつけてほしい。というのは、テントを張ったところ、フリーテントサイトの後ろ側は崖になってますよね。ここに投げていくらしいのですね。それから、バンガローの後ろ側にも斜めのところあります。それから駐車場に一旦帰るわけですが、そこでごみを駐車場の前のほうのところに投げていくというのはやっぱり目撃しているのだそうです。ということがありますので、きちっとごみは持ち帰ってほしいという啓発の看板を大きいのをつくってほしいというのがありました。

それから、バンガローがありますけれども、カラマツ、カシワ、イチイとあるのかもしれない間に空き地があるのです、ちょうどね。そのところにバンガローに入る人が全部車行らしいのですけれども、そのところを少し平らにならしてくれませんかということです。ならずとタープテントを張るとか、車を1台そこに入れるというふうにできると、ほかのバンガローに行く人の車が通行しやすいと。そこでちょっと引かかるのですよねという話をしてましたので、それもちょっと覚えておいてほしいなと思います。

もう一つは、専用の駐車場の後ろに、よく見ましたらライオンズが提供してくれたのでしょうかね、車止めの柵があるのですね、高いやつ。あれを奥にやるか、あるいは撤去するかしてもらえないでしょうかというので

す。結局昼間バーベキューをやるために大きな人数で来たときに、車いろいろとぶつかる車ある、当然なのですけれどもね。だから前にとめなければだめだと。そうしたら車が入りできない、不便だというのですね。あれがもしもう少し後ろに下がってれば、縁石まで車のタイヤがぶつかるまで下がれますよね。そういうふうにしてくれたほうがいいなという話がありましたので、ぜひお願いをしたいと思います。一応、そんなことを見てきた範囲で伝えておきたいと思います。

これで、本当に最後ですけれども、町長も前に言っておりました。里見が丘公園は足寄町の誇るべき施設、場所だ、地区だという話ですね。そのために生かせることをきちっと生かしていきたいし、将来に残していきたいというふうに言ってましたので、そのことができるように、今やるべきことはきちっと手を打っていく。将来必要になるだろうということについても、今きちっと調査研究をして、前もって手を打っていくということがやっぱり必要だと思っておりますので、そのことをできるようなことをぜひ考えていただきたいというふうに思います。

以上で、終わりたいと思います。

○議長（吉田敏男君） それでいいですか。

これにて、5番田利正文君の一般質問を終えます。

ここで、暫時休憩をいたします。

11時5分まで休憩をいたします。

午前10時50分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

次に、3番進藤晴子君。

（3番進藤晴子君 登壇）

○3番（進藤晴子君） 議長よりお許しを頂きましたので、一般質問通告書に従い、一般質問させていただきます。

質問事項、望まない受動喫煙をなくすために。コロナ禍の今、マナーからルールへ。

2018年7月に健康増進法の一部が改正

され、学校・病院・児童福祉施設等、行政機関は2018年7月から原則敷地内禁煙となり、2020年4月からは多くの施設において、屋内が原則禁煙になりました。この改正法は受動喫煙をなくすために、健康影響が大きい持病をお持ちの患者さんや子どもたちに配慮し、施設管理者が行うべきことについて定めた法律です。

たばこの煙には、喫煙者が吸い込む主流煙と、その周りの人が吸い込む副流煙の2種類があります。副流煙には主流煙よりもニコチン2.8倍、タール3.4倍、一酸化炭素4.7倍含まれ、発がん性のある化学物質も煙に含まれています。厚生労働省の推計では、年間1万5,000人が受動喫煙を受けなければ肺がん、虚血性心疾患、脳卒中、乳幼児突然死症候群などの疾患で死亡せずに済んだとしています。

国民の8割以上は非喫煙者です。さらに最近の研究では、サードハンド・スモーク（三次喫煙・残留受動喫煙）の危険性も言われ始めています。喫煙後に服や壁に染み込んだり、呼気に含まれた有害成分が害を及ぼすというものです。

コロナ禍にある今、世界保健機関（WHO）は、喫煙は新型コロナウイルス感染症の重症化の危険性を高めると注意を促し、日本医学会もこぞって喫煙での重症化を訴える中で、受動喫煙も確実な感染リスク因子と言っています。

町民の健康を守るために、足寄町として受動喫煙対策をどう進めていくのか、以下について伺います。

1、公共施設である行政機関、学校、病院、介護施設等の屋外での喫煙場所設置状況。

2、足寄町の喫煙者の推定人口。

3、足寄町の受動喫煙に対する課題と対策。

よろしくをお願いします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 進藤議員の「望まな

い受動喫煙をなくすために」についての一般質問にお答えいたします。

1点目の公共施設である行政機関、学校、病院、介護施設等の屋外での喫煙場所設置状況についてですが、健康増進法においては、施設の種類・場所ごとに施設管理権限者が講ずべき措置が定められ、行政機関、学校、病院、児童福祉施設等は第一種施設として原則敷地内禁煙、公共施設等や特別養護老人ホームは第二種施設として原則屋内禁煙とされており。

第一種施設においては、施設を利用する者が通常立ち入らない場所に特定屋外喫煙場所を設置することが可能であることから、役場、消防庁舎に1か所ずつ設置しておりますが、学校や病院、子どもセンターについては敷地内禁煙とし、喫煙場所は設けておりません。また、第二種施設である公共施設等のうち町民センター、総合体育館、給食センター、車両センターの4か所におきましては屋外に喫煙場所を設置しておりますが、特別養護老人ホームにつきましては敷地内禁煙としております。なお、町内の民間の介護施設については各施設の管理権限者が法に基づき適切に対応している状況であることを確認しております。

2点目の足寄町の喫煙者の推定人口についてですが、全町での調査を実施していないため、喫煙人口全体は把握しておりませんが、特定健診の間診票で喫煙の有無を調査項目として設定していることから、特定健診受診者における成人の喫煙率は、平成29年度は男性28.2%、女性11.4%、平成30年度は男性27.5%、女性12.3%と把握しております。

3点目の足寄町の受動喫煙に対する課題と対策ですが、受動喫煙を減少させるためには喫煙者の減少を図ることが必要と考えておりますが、本町の特定健診受診者における成人の喫煙率は横ばいとなっており、喫煙率を引き下げることが課題と考えております。

対策としましては、新規喫煙者増加の防止

や禁煙指導の充実、健康影響についての十分な知識の普及が必要であるため、広報紙等を活用した啓発や特定健診結果説明、母親教室や乳幼児健診、職域での健康教室等のあらゆる機会を活用した情報提供のほか、健康診査等の結果に基づいた禁煙支援や禁煙外来の紹介等を行ってまいります。

今後とも町民の健康増進に向け努めてまいりたいと思いますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げ、進藤議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

3番。

○3番（進藤晴子君） では、再質問させていただきます。

公共施設等の現状について、1番ですが、第一種施設の答弁の中で、原則敷地内禁煙ですが、外に喫煙場所を設けている。設けているところが役場、消防庁舎、あとは町民センター、総合体育館もろもろの4か所というふうに伺いました。

ここでお願いします。

その外に設けられている喫煙場所ですが、吸い殻や灰皿の管理をどうされているのか、誰がどのようにされているのかお聞きします。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（松野 孝君） お答えいたします。

総務課では役場庁舎、消防庁舎も含めまして、それについてお答えをさせていただきます。

まず役場庁舎につきましては、北側の駐車場のところに特定喫煙場所を設けておりまして、基本的に管理は総務課というよりは、それぞれ役場内で喫煙されている方について、吸い殻等を管理を、喫煙している者で管理をするということにしております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 今の答弁ありましたが、町民センターあるいは総合体育館、給食センター、これらについてのお答え

を頂きたいと思います。

教育委員会。教育次長、答弁。

○教育次長（沼田 聡君） 教育委員会の管轄としている町民センター、総合体育館、給食センターにつきましては、それぞれ役場と同じように職員のほうが管理をしていて、時には清掃業者のほうにお願いすることもあります。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 車両センターの関係は。

消防課長、答弁。

○消防課長（大竹口孝幸君） 消防につきましては、消防東側車庫裏に特定の喫煙場所を設置しております。そこで個人で携帯の灰皿というのですか、それを持ちながら吸っている現状であります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 車両センターの関係。建設課長、答弁。

○建設課長（増田 徹君） 車両センターにつきましては、南側の車両センターの端角に設置をしまして、管理は同じくたばこを吸う方が責任持って管理するというような形にしております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） ありがとうございます。

私も見れるところはちょっと拝見しに行きました。それで気になったところは、消防署のところは携帯の御自分のものということ、特に問題ないのですが、灰皿がスタンド式のもの置いてあって、もちろん吸われている方が処理すると、役場のところ見に行ったときも役場の方が、僕がやるんだというような話をされていたので、そうですかと思ったら、灰皿のそこから、入れる缶殻があって、そこに入れるというような趣旨。そこからどうするのかというところはちょっと多分その方には分からないのかな。ごみに出す際にどうされるのかなというところが気になったわ

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） なかなか法律はスルーするところが、抜けるところは抜けるようにつくられているものだとよく思っています。施設内からちょっと道路に出たらばオーケーというような、病院側からするとやはりそうであって、上の者としてはそう答えざるを得ないと思いますが、町民からそういうようなクレーム、クレームまでいきませんが、そういうところが見受けられていますので、よろしく御指導のほどお願いいたします。

では、次に参ります。

この質問をするに当たり、私み大変悩みました。私が言うべきか、どうなのかということもあったのですけれども、やはり医療関係者であることからやはりせざるを得ないだろうということで今回質問したのですが、いろいろ調べていくうちに、自分の分からないことも結構ありました。この改正法ができるまでのすったもんだしたこと、国がいろいろな業界団体から圧力があって、最終的にはこの法律に収まったということも勉強するに当たり、この問題は大変時間がかかる問題なのだなというのを改めて自覚した次第であります。

その中で、かなり厳しい対応をされているところがありました。奈良県の生駒市というところでは、2019年4月から喫煙後45分間は庁舎内のエレベーターの使用を禁止しています。あと、都内のある産婦人科病院では、駐車場を含めた全ての敷地内を電子たばこ、無煙たばこであっても禁煙とし、喫煙後45分間は院内への立ち入りを禁止しています。なぜかといいますと、吐いた息、呼気です、吐いた息が有害物質がなくなるまでに45分かかるといって、そういうデータが出ておきますので、これをそのまま取ると1時間おきに喫煙すると一日中ずっと自分は吐いた息で人に有害物質を届けてしまうというようなこととなります。この2つの施設の対応は普通の企業であるとか、ほかのところではなか

なかできない、現実的ではないというような意見も出ておりますが、市役所は誰でも来る場所、そして産婦人科病院は当たり前ですが妊婦さん、胎児への影響を考えてのそういうことだと思います。

要は、三次喫煙のことを考えますと、どんなに現状のルールを守って喫煙する方であっても、完全に防ぐのは難しいというのが現状だと思います。

厚生労働省は敷地内、屋外の喫煙場所を決して推奨しているわけではありません。三次喫煙の危険性を考えたときに、足寄町の公共施設の敷地内、屋外の喫煙場所をどういうふうにするか、お聞きしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 公共施設の喫煙場所でありますけれども、何か所か、4か所ですかね、設けているところでもありますけれども、やはりたばこを吸われる方もやっぱりいらっしゃって、なかなか禁煙できれば一番いいのかもしれませんが、なかなか禁煙もできないという方もいらっしゃる。それから、本数も減らして、例えば職場の中で長時間になりますけれども、吸わなくても済むのであれば、それはやっぱり一番いいのかなというように思います。健康にとってもいいのかなというように思っています。ただ、なかなかそうはいつでもなかなかやめられない方もいらっしゃる。たばこを吸う権利というのもしっかりあるのだろうというように思っています。

そうした中で、先ほどお話あったように、例えば職場から離れて道路でたばこを吸うだとか、そういうことに走られてもやはりこれはやっぱり問題なのかなというように思っています。

そういったことを考えると、やはり推奨はされていないかもしれませんが、特定屋外喫煙場所というのが設けられるのだとすれば、取りあえずそういったところを設けて、その中できちんと決められたところで決められた中で、たばこを吸っていただく

というのが、取りあえず当面はいいのかなというように考えて設定をしているところであります。

当然、先ほど言われたように、1時間おきぐらいにたばこを吸うと、もうずっと周りの人たちに対する害というのがあるということでもありますので、そういったことで考えていくと、やはり自分もそうですけれども、自分もそうだし周りの人たちの部分についても、禁煙というのがやっぱり一番いいのだろうなというように思っています。そこまでに行くまでの間、当面、当然禁煙を勧めていくという形にはなるのだと思うのですけれども、当面、しばらくの間はそういう特定の喫煙場所というのを設けなければならないかなと、今のところはそういうように考えているところであります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 当面はもうこの状態で続けていくということとして受け取りました。それはもう仕方がないことだと私も思います。

2018年にある日本医療政策機構の中でネット調査、1,000人に対してネット調査をしたそうです。意識とか喫煙に対する意識であるとか、受動喫煙に対することとか、もろもろかなりの項目についてやりましたので、その中から抜粋しますと、要は2割の方が、これは1,000人は吸っている人も吸わない方も両方いらっしゃるわけで、2割が受動喫煙という言葉自体をよく知らないというのが出てます。あと知っていても、たばこで肺がん、肺がんには関連しているよねというようなぐらいのレベルしか、他の病気については理解がない。そういうような結果でした。ですが、意識というところで見ますと、受動喫煙から守られる環境を整備すべきかというような問いに対しては、それはすべきであると答えた方が、吸わない人が73.4%、吸っている方51.6%となっています。喫煙者であっても、吸わない方に受動

喫煙をさせたくないという人がやはり多いのだと思います。医師会で禁煙対策について、医師会だけではなくいろいろな冊子が出ておりますが、その中に「禁煙対策は愛である」と、日本医師会の出している中に書いてありました。禁煙は愛、ラブですね。受動喫煙対策もやはり愛なのだと思います。思いやり。なぜかといいますと、他者に対しても他人に対してもそうですけれども、仕事柄高齢者の御夫婦がうちに見えております。その中で、御婦人のほうが、奥様のほうがいつもぜんそくであるとか、いろいろな病気をお持ちである。冬場になると、どんどん悪くなる。なぜかという、気圧の関係、いろいろなこともろもろございます。ですが、御主人がたばこ、ヘビースモーカーだと。本当にやはり多いですね、70、80代の方。ちょっと外で吸っていただけると本当に症状が軽くなるのに、だけれども、寒いからとかいって奥さんの話は聞いてくれない。やはりそういう御夫婦は多いのではないかと。完全に三次喫煙を防げないとしても、ちょっと外で吸うだけでもやはり全然違うと思います。やはりそういう思いやりを他者に持つということが非常に大切であり、この受動喫煙対策の根本ではないかなというふうに私は思います。

受動喫煙について、正しい知識を身につけて、煙を持ち込まなければ、また今の現状のルールを守って喫煙すれば問題がないというわけではないという、三次喫煙の危険性について、どうぞ十分に職員方に御指導を継続的に、これは御指導を頂きたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 今お話ありましたように、当然禁煙してたばこ吸わないというのはやっぱり一番だというように思っています。ただ、なかなかやめられないという方もいらっしゃるって、ただ今なかなか吸う環境というのは、自由に吸える環境はなかなかなくなってきているという部分もあって、多分今まで以上にたばこを吸う機会というのは少な

くなっているのだらうなというように思っていますが、やはりいろいろなこと、今お話あったように、本人もそうだし、それから周りの人たちに対する影響というものもあるわけですから、なるべく禁煙に向かっていく、そういった方向に進んでいかなければならないのだらうというように思っています。

そういうことで、今後も職員に対して、町民に対してもそうですけれども、職員に対しても禁煙をしていくような方向になるべく進んでほしいということで、啓発なり広報等をしていきたいというように考えております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 継続的に、多分すぐやっても結果が出ないことではあるとは思いますが、少しずつ少しずつでいいので、継続的にもこれからもやっていっていただきたいと思えます。

では、次の質問に移ります。

足寄町の喫煙推定人口について。これは出ないのだらうと思っておりましたが、特定健診のデータから喫煙率というのは継続的に見ていかれているというのはもう知っておりました。答弁の中にも平成29年度男性28.2%、女性11.4%、30年度男性27.5%、女性12.3とあります。

私も健康づくり委員会、足寄町の健康づくり計画の委員として携わってまいりまして、いつもここの一歩下のほうに成人の喫煙率というふうなところがございます。そこがやはり気になっておりました。なかなか横ばい状態で、これが問題なののだらうなというふうには思っておりましたが、データが国保特定健診受診者の方のデータでしかないですね。そこがまずは問題なのかなというふうに思っています。たしか去年かおとし、いつだったか忘れましたが、健康づくり委員会の中にも役場の保健師さん、そして医療従事者、3病院の医療従事者、そしてほかのいろいろな方々が集まってらっしゃいます。その中のお一人が多分ここに初めて、健康づくり委員会

に初めてお出になって、どういうことをやっているのだらうなと思って聞いてらっしゃったのだと思います。その中で、足寄町の健康づくり計画の委員さんが国保の特定健診受診者だけが対象者なのか、社保もいるし、ほかにもいるのだらう。そういうことの計画を立てていて、町民の健康づくりを本当にしていると言えるのだらうかというような意見、貴重な意見ですね。私も医療従事者として、全然思いもつかなかったことでしたが、やはり意見がありました。やはりこの委員会というのは、本当にずっと続けていかなければいけないのだらうなというふうに感じた次第です。

そこでお聞きします。

その時点で、社会保険加入者の特定健診データは社会保険診療支払基金が持っているわけですが、そちらから頂けるようになったのか、よろしくお願ひします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 特定健診の、今町で把握できるのは本当に国民健康保険だけなのですけれども、社会保険ですとかそういう部分についての状況というのは今きちんと把握はしてございません。そういったデータを頂けるものかというのを、ちょっと今段階、ここではちょっと把握してございません。もしも必要であれば、後ほど確認させていただきたいというように思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） それでは、よろしくお願ひします。

要は、もらえたかももらえなかったか、あと働きかけをしたかしなかったか、そこだけをちょっと私は知りたいので教えてください。

より多くの町民のデータがやっぱり必要です。国保のデータだけでもかなりですけれども、これからデータを民間のほうに委託されて分析されるというような、たしかそういうような話だったような、違ったらすみません、そういうような話だったような気がいたします。

ぜひ有効な分析となるように、そういう民間を委託されるのであれば、一回町にもらって、そして渡すのではなくて、ダイレクトに社保のほうに、社会保険診療支払基金のほうに渡すということがやっぱり外に漏れないような、そういうようなことになるかと思えますので、ぜひいい機会だと思います。こういうことをするので、ぜひデータをくれということをして社会保険診療支払基金に申し出てくださいなと思います。いかがでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（保多紀江君） ただいまの進藤議員の質問にお答えしたいと思います。

今回、前回の補正予算で、外部にデータ分析をお願いするというような予算で、委託の予算を頂いたところなのですが、こちらにつきましては、国民健康保険のほうの対象者となっておりますので、先ほど町長からもちょっとお話ししましたが、社会保険診療報酬のそちらの社保の関係につきましては再度確認をしていきたいと思えます。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 分かりました。ぜひ確認してください。お願いいたします。

では、3つ目の問題に対しての再質問をさせていただきます。

足寄町の受動喫煙に対する課題と対策の答弁に対してですけれども、先ほど答弁ありました中で、最後2枚目のほうですね。特定健診の結果説明や母親教室、乳幼児健診、職域での健康教室等のあらゆる機会を活用した情報提供というふうになってますが、現在そういう外に出て、職域での健康教室等はどのような形で、もしやってらっしゃったら教えてください。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（保多紀江君） まず職域での健康教室なのですけれども、各事業所のほうから健康教室等の講話等の御依頼を頂いた際にはお伺いしまして、お話をさせていただいているほか、老人クラブですとか、そういうと

ころでの健康教室等でのお話もさせていただいております。

具体的にこちらのほうからこのようなお話をしますというような、喫煙とかそういうことでの講話を設定しての全体的な講習会とか、そういうものは開催しておりませんが、小さなグループとか、そういうところで情報提供をするように努めております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 喫煙に限ってということではなくて、健康づくりをしていく中でその中に折り込んでいくということですね。それでよろしいかと思えます。ぜひ、それが年にどのくらいでしょうか。継続的にやっていかれているのでしょうか。足寄町の健康づくり計画というのがあって、その中で評価目標であるとかデータは出ているのですけれども、どういう具体策、どういうものをプランをやっているのかというのがちょっと今私の手元にあるものはないもので、継続的に毎年このような形でやっているというのがありましたら教えてください。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（保多紀江君） 先ほどお話しした老人クラブ等につきましては、毎年年度当初にどのような事業をするかという計画を担当のほうと詰めていただいております。その中で例えば喫煙もそうですけれども、喫煙は口腔ケアとかにも関連しているとか、いろいろなことがございますので、その中で栄養の指導とかそういうものと併せて、あと歯科ですね、とかと併せてお話をするような計画を立てさせていただいております。

毎年、いろいろな項目がございますので、昨年やらなかったから今年はこういうのにしようかとかというの、計画的にやっているところです。

また、職域での健康教室等につきましては、このようなことをお受けしておりますということで周知もしております。ぜひ皆さんのほうからお声がけ頂きたいと思っている

ほか、あと広報等で町で出前講座とかもやっているということで周知もしておりますので、こちらのほうから計画的な投げかけというのは、そこまではしてはおりませんが、活用していただけるような情報提供はしております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長。

○福祉課長（保多紀江君） あと、回数の方は今現在ちょっと手元に持っておりません。申し訳ございません。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 毎年練って行っているということで、町民に対してもいろいろな団体に声かけ、周知はしているということですね。それに対する反応はどうでしょうか。要は幾らこちらが投げかけても、これはたばこに限ったことではございませんが、町民の反応がちょっとあまりないなという部分があるかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） 終わった後に、参考になりましたというような声もありますけれども、確かに反応といいますか、その結果がどれぐらい反映されているかというのは確かに数値とかでは押さえてはいないところが現状だと思っています。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） できれば、高齢者に対してはなかなか難しいかと思いますが、そういう反応であるとか、終わった後にちょっとした簡単なアンケートであるとか、お取りいただくよりも充実したものになるのではないかなというふうに思います。

では、次に移ります。

今回、北海道の基本理念というところで、ちょっと見てみたのですが、皆さんも知ってらっしゃると思いますが、北海道の喫煙率というのは2016年で一番トップなのですね。その後もそんなに急に下がることはな

く、そういうのも踏まえた上で北海道の基本理念の一つ目に、「本道の成人喫煙率や肺がんの死亡率、罹患率が全国よりも高いことや受動喫煙が健康に悪影響を及ぼすことを認識し、全ての方に望まない受動喫煙を生じさせない、受動喫煙ゼロの実現を目指す」ということで、かなり大きなポスターも結構配られていまして、病院関係者、そういうところや福祉関係のところには貼ってあると思います。すごいな、受動喫煙ゼロだと私も思っています。でもよくよく調べても、受動喫煙本当にゼロにするには、町長も先ほど言われてましたけれども、やはりもう禁煙対策を同時に進行していかないと進まないわけです。

では、一体どのようにすることが足寄町では一番有効な受動喫煙対策なのだろうというのを延々考えてましたけれども、なかなか私も思いつきませんでした。それで、要は問題としては、たばこ人口を減らせばいいわけですね。たばこ対策には入り口と出口が重要だという、そういうコメントがネットに書いてありまして、なるほどと。子どもたち、まずは若年層、子どもたちや若年層に吸わせないことがまず必要。そして、喫煙者、今吸ってらっしゃる方を少しずつ禁煙に誘導していく。これさえ試行していけば、徐々に徐々に進捗状況、健康づくり計画の中でも喫煙率は下がっていくのではないかな。かなり時間はかかるかとは思いますが、もうこれしかやらないのだろうというふうに思います。

数年前に健康づくり計画の中で、委員の中で、保健所のほうからの方が見えまして、その方がこうこうこういうような法案ができるのだけれども、ざるのような法案なんだよねと、ざるって何だろうといろいろ思いましたけれども、要は規制力がない。それをやらなくても罰則がない、そういうものなのだろうなど。でもそれが悪いのかというと、私はざるはざるなりのざるのやり方があると思うのですよね。いや、喫煙をさせるには、ではたばこを禁止すればいいじゃないかと。国が認めている喫煙であるのに、喫煙者をそんなに

いじめていいのかというようなこともネットでもよくよく出ております。それはもちろん、私も当然だと思います。たばこの文化というのずっと探っていくと、結局は国が兵隊さんにガス抜きのためにお渡しし、その人たちが戦後帰ってきて、みんながもちろんたばこを吸うようになります。そして専売公社になり、そうやってお金儲けをし、要は国が扇動してやってきたことであります。では、ここで一回、パラリンピック、オリンピック、その前のラグビーのワールドカップ、その辺を踏まえた上で、一気に受動喫煙対策と出しても、それはなかなかみんなが受け入れないだろうというふうに個人的に思うわけです。

世界では、たばこに関しては4段階にランクづけされていて、日本が一番下のランクですね。それで、今回この受動喫煙の基本改正法が出て、1ランク上に上がったらしいです。それで喜んでいるみたいですが、国のほうは、それでいいのかなというふうに私は個人的には思います。

そういうことなので、喫煙者を少なくしていくためには、まずは子どもたち、若年層だと思いますが、ここで質問させていただきま

す。中学生や高校生に受動喫煙対策の教育は行われたことがあるのか。厚生労働省のページを見てきますと、ホームページ見ますと、とてもすてきな、絵もかわいくて分かりやすい中学生に対するパンフレットと高校生に対するパンフレットが出ております。あら、これはいいものだと。これはもう子どもたちではなくても高齢者も使えるのではないかなというふうなものが出ておりますが、今までそういうものを取り入れたことはありますか。お願いします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、教育次長。

○教育次長（沼田 聡君） お答えをいたします。

小学校、中学校ともに禁煙教育の中で、保健体育の中で、授業の中で、喫煙について禁煙についてどうなのかということをしており

ます。病気の予防という章立ての中で、生活の仕方と病気、あと喫煙の害についてどうなのかと。ちょっと学習内容、もっと細かく言うと、喫煙が習慣化になりやめられなくなることや、がんや心臓病にかかりやすくなること、あと二十歳未満の喫煙は法律で禁じられていること、受動喫煙での周りの人に害を与えることがあること、こういうことを授業の中で小学生、そして中学生についても、中学校についても保健体育の教育課程の中で実施をしております。併せて、薬物の乱用防止の教室もあるのですが、その中でもたばこの関係について触れております。

高校については、ちょっと所管外なので、そこまでは回答できませんので、よろしくお願いたします。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 教育をされているということで安心いたしました。それもどうぞ継続されて、そして喫煙、たばこの害についてもどんどん変わって新しいデータが出てきております。先ほど言いました三次喫煙についてもまだ研究段階とは聞いておりますが、そういうものも含めて少しずつ内容も新しくバージョンアップして教えていただければ幸いです。

先ほども言いました、喫煙者を禁煙に誘導するのは本当に時間もかかりますし、計画的に継続した施策が、対策が必要かと思えます。どうぞ健康づくり計画の中に組み込んでいただけて、継続的に見ていき、そして、効果、評価もしていただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（保多紀江君） 現在、足寄町で策定している第2次足寄町健康づくり計画のほうには、喫煙という項目がございまして、あまり多くはございませんが、基本的な考え方ですとか、現状と目標ということで、成人の喫煙率の減少を目標と掲げておりまして、対策としては教育とか啓発の推進をするとい

うような項目は掲げてございます。

おっしゃるとおり、今後、周知とかに取り組んで、さらに評価をして、今の足寄町の目標値に向けて改善できるように取り組んでいきたいと思えます。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 目標値に向けて取り組んでいただきたいと思えます。

ただ国の目標値は12.2、かなりの差があります。あせらずじっくりとゆっくりよろしく願いたいします。

今までの話の中で、やはり皆さん、対策をしていく、行政もしていただけて、町民に対してもアプローチしていただけてというお話でしたので安心したのですが、民間の企業ですね、私ちょっと心配なのは。なぜかといいますと、民間企業の社長さんであるとか、お会いすることがありまして、どうなっているというふうにお話を聞いたところ、親会社や、もちろん金融機関もそうです、親会社やそういうものがあるところはもちろん親会社からルールにのっとって改正しろというような話に来ているらしく、それをきちんと守っているという話を何社か聞いています。ただし、本当の民間の小さな企業に関しては、何それ知らないよという話を何人かから聞いております。どうなっているのだろうか。私たちは普通のお店はきちんと今対応、飲食店に関しては対応されていると思えます。飲食店には行く機会がございますので、それは目に見えて分かることなのですけれども、一般企業にはなかなか足を運びません。だからどうなっているのかよく分からないというところがございます。どうしてだろうと思って、一応保健所に連絡をして聞いてみました。どういう周知方法なのでしょうかとということで。保健所の回答としては、飲食店業界には直接保健所のほうから改正案に関しての周知をしたと。民間企業に関しては、商工会を通じてやっていますということで、分かりましたということでお電話をお切りし

たのですが、では、我が足寄町の商工会はどうかと聞いたところ、聞いてませんということなのですね。それが結局この法案のざると言っていた部分なのかなというふうに、誰がどういうふうに周知する、先ほど言いました北海道の基本理念の一番最後のところに、3つ目のところに「道や道民の方々、事業者、関係団体のそれぞれの責務の下、協働しながら道民活動、道民運動として受動喫煙対策を推進する」、いろいろな取り方ができるように書かれているような気もいたしますが、責務の下、どう思っているかによって全然違うと思うのです。なので、誰が音頭を取ってやるのか、保健所なのか、町なのか、何なのかというところが、基本理念ですのもっと具体的などころにはもっと書いてあるのかもしれないけれども、これを伺うにはっきりしてないなというような印象を私は受けました。

企業の、多分勉強会もできますよというように形で投げかけても、企業がそれに食いついてくるとはとても思えないのですね。なぜかという、金融機関などはとても厳しい対策を取ってらっしゃって、勤務時間内は一切車でも絶対だめというふうになっていますが、そうすると外回りの人はそういう小さな企業のところに行って、喫煙所でゆっくりたばこをふかしていると。それが現状らしいのです。そういうところなので、ぜひ商工会は、そうですね、町から言われたら僕たちもやるというような感じでございました。その辺はどうなのかということを確認していただきたいのですけれども、国がやり始めた事業だとは思いますが。どこがどうしなさいと決まっていることではないように私は思えます。ただ、せっかく改正法が出たのだから、それなりに使わないと、このタイミングを逃すといけないと思うのですね。その辺のことをどう考えられますか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） コロナもそうだったですけれども、やっぱりそれぞれ役割分担と

いうのがあって、それぞれの役割分担を果たしながらやらなければならないというふうに考えています。

ただ、そうはいつでも町の場合でいきますと、町民の皆さんたちに対する啓発活動だとか広報だとか、そういったものをやらなければならないし、そういった部分の中で、町内にある事業者の皆さんも当然そういうものも見ていただいているというように思っていますので、これ見ていないとどうしようもないのですけれども、見ていただいていると思いますので、そういう広報活動、周知、そういった部分はやられているのかなというように思っています。

ですから、特に町としては町民に対する周知だとか、そういう健康を守っていくといった部分をやっぱり重点にやるのかなというように思いますし、事業所の部分というのはやっぱり保健所だとかそういったところがやっぱり重点的にやっていただくような形になるのかなというように思っています。

ただ、先ほどもお話あったように、いろいろなところからいろいろな広報、周知、そういったものがされて、そういったものが複合的に町民であったり、事業所であったり、そういったところにきちんと届いていくと、その中でやはりこういうものを守ってやっていただくということになっていくのかなというように思っていますので、当然国だとか、それから道だとか、近いところでいくと保健所だとか、町だとか、いろいろなところでそういう広報活動をやる、そのことによって皆さんが禁煙が大切ですよとか、それから受動喫煙をなるべく避けるようにしなければならないねというような、そういう気持ちになっていただく、そういったことがやっぱりこれからもやっていかなければならないのかなというように思っているところであります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） では、抜け落ちていた企業に関しては、それは保健所だというこ

とに捉えてよろしいですか。よろしいでしょうか。分かりました。それは、では商工会と掛け合います。分かりました。

最後になります。

新型コロナウイルスもまだ収束しておりません。いつ収束するか分からない現状ですけれども、やはりこの受動喫煙の対策を進めていくことは極めて今は重要なのかなと思います。ぜひ、この機会に積極的に、先ほど企業と言いましたけれども、企業の周知は保健所で、それはいいのですが、何か勉強会を開くというときに企業だったら一つやれば何十人もできるわけですね。そういう意味では、みんなを寄せ集めてやるのではなくて、企業に声かけていくことはかなり有効な手段なのかなというふうには、私は個人的には思っておりますので、今後検討していただければなというふうに思います。

足寄町もいろいろと観光地でございます。人がいっぱい来ます。今コロナで少し減っておりますけれども、この自然豊かな足寄町、もう一つ、クリーンな足寄町ということで、やっぱりアピールできるように、今後この受動喫煙対策に取り組んでいっていただきたい、そのためには町がしっかり頑張っていたいて、ただ行政だけでできることではありませんので、企業もあと町民も一緒になってそういう運動に、ブームになっていければいいかなというふうに私は思ひまして、今日の質問を終わらせていただきます。

最後にスワンスワン、数字の2は白鳥の形をしております。スワンスワンで禁煙、スワンスワンで禁煙をというスローガン、これは毎月22日が禁煙の日というふうになっております。こんなことも少しずつ取り入れながら、町民にアピールしていただきたいと思ひます。どうもありがとうございました。

○議長（吉田敏男君） これにて、3番進藤晴子君の一般質問を終えます。

もう時間になりましたので、昼食にしたいと思います。1時再開でお願いをいたします。

午後 12 時 00 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

◎ 報告第 17 号

○議長（吉田敏男君） 日程第 2 報告第 17 号令和元年度足寄町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 松野孝君。

○総務課長（松野 孝君） 追加提出議案書の 1 ページをお開き願います。

ただいま議題となりました、報告第 17 号令和元年度足寄町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、御説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見をつけて、次のとおり御報告をするものでございます。

まず 1 点目といたしまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づく健全化判断比率でございますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに黒字であるため数値の表示はございません。

実質公債費比率は 9.1%でございます。

将来負担比率はマイナスでございますので、数値の表示はございません。

2 点目は、法律第 22 条第 1 項の規定に基づく公営企業会計の資金不足比率でございますが、上水道事業会計、国民健康保険病院事業会計、簡易水道特別会計、公共下水道事業特別会計、いずれの会計におきましても資金不足は生じておりませんので、数値の表示はございません。

2 ページ及び 3 ページに監査委員の意見書を、4 ページ及び 5 ページにそれぞれの比率の積算資料を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

以上のとおり、御報告申し上げます。

○議長（吉田敏男君） ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

◎ 議案第 81 号から議案第 90 号まで

○議長（吉田敏男君） 日程第 3 議案第 81 号令和元年度足寄町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についての件から日程第 12 議案第 90 号令和元年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計歳入歳出決算認定についての件までの 10 件を一括議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野孝君。

○総務課長（松野 孝君） ただいま議題となりました、議案第 81 号令和元年度足寄町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について、及び議案第 82 号令和元年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定について、並びに議案第 83 号令和元年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第 90 号令和元年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計歳入歳出決算認定についてまで、一括提案理由を御説明申し上げます。

議案書の 18 ページをお願いいたします。

議案第 81 号令和元年度足寄町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について御説明申し上げます。

地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、令和元年度足寄町上水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書案のとおり処分し、あわせて同法第 30 条第 4 項の規定により、令和元年度足寄町上水道事業会計決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、議案第 82 号令和元年度足寄町国民

健康保険病院事業会計決算認定について御説明申し上げます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和元年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、追加提出議案書の6ページをお願いいたします。

議案第83号令和元年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度足寄町一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、議案第84号令和元年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、議案第85号令和元年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、議案第86号令和元年度足寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度足寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

7ページをお願いいたします。

議案第87号令和元年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度足寄町介護保険特別会計歳入

歳出決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、議案第88号令和元年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、議案第89号令和元年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、議案第90号令和元年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

以上で、議案第81号令和元年度足寄町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について、及び議案第82号令和元年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定について、並びに議案第83号令和元年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第90号令和元年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計歳入歳出決算認定についてまで、一括提案理由の御説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

本件につきましては、議長と議会選出監査委員を除く11人の委員で構成する令和元年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託して休会中の審査にすることにしたいと思えます。

なお、議会は令和元年度決算審査特別委員会に対し地方自治法第98条第1項の規定による審査を付与することにしたいと思えます。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

したがって、本件については議長と議会選出監査委員を除く11人の委員で構成する令和元年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託して休会中の審査にすることに決定をいたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。

休憩中に特別委員会を開催し、正副委員長の互選をお願いします。

午後 1時14分 休憩

午後 1時20分 再開

○議長(吉田敏男君) 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

◎ 諸般の報告

○議長(吉田敏男君) 諸般の報告をします。

令和元年度決算審査特別委員会の正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので報告をいたします。

委員長に高橋秀樹君、副委員長に木村明雄君、以上のとおりです。

◎ 散会宣告

○議長(吉田敏男君) 以上で、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれで散会をいたします。

次回の会議は、9月16日、午前10時より開会をいたします。

大変御苦労さまでございます。

令和2年第3回足寄町議会定例会会議録

上記のてん末を記載し、その相違なきことを認めここに署名する。

足寄町議会議長

足寄町議会議員

足寄町議会議員